叙位・叙勲

○叙位

正五位に叙する
平島　文章
松原　誠

従五位に叙する（各通）
相澤　久吾　大山　英雄
（三重県多気町議会議員）
野木　高道　徳永　満男

正六位に叙する（各通）
荒木　無子　桂井　増見
金山　謙治　上村　祐司
小林　卓　島田　徳三
長坂　恒雄　西村　透
堀　潔

従六位に叙する（各通）
（大阪府警部補）
伊東　克彦
奥田賢喜知

正七位に叙する（各通）
加藤　見城

従七位に叙する（以上九月三十日）
箭内慶次郎

従四位に叙する
玉利　博和

正八位
従五位に叙する（各通）
上出　弘　作間　瑞夫

正六位に叙する（各通）
岩崎　政盛　岡崎　靖之
佐伯　俊彦　鈴木　康司
本坊　誠吉　三浦　忠弘
吉田　定男

従六位に叙する（各通）
伊野　醇一　刑部　光芳
生田目　實　長谷川勝太郎

正七位に叙する（各通）
島原　猛
松木　巧

従七位に叙する（以上十月一日）
杉本　正良

正五位に叙する
道家　忠義

従五位に叙する
草野　醇五

従六位に叙する（各通）
嶋崎　和夫
尾崎　由一
増田　茂
望月兼次郎
鈴木　和男
寺村　龍介
中島　勉
前田　博
加藤　英夫
川浦　泉
高田　文義
兵藤　文隆
木村　啓一
廣井　一直
守田　一郎
山根　憲三
前場　重信
中澤　和夫
浅野　正尋
梅本　傳夫
大西　俊輔
坂下　順一
中村　好和
山八　武信

従七位に叙する（以上十月三日）
丹野　勇橘

正七位に叙する
村瀬　進

従七位に叙する（以上十月四日）
西村　雅夫

従四位に叙する
柴崎　惠五

従六位に叙する（以上十月六日）
宮城　弘

従六位に叙する（十月十五日）

○叙勲

（三重県多気町議会議員）
島田　徳三
寺村　龍介

旭日双光章を授ける（各通）（九月三十日）
下山　繁男　高橋　浩

旭日単光章を授ける（各通）（十月一日）
佐々木顯司　嶋崎　和夫

旭日双光章を授ける（各通）
石川豊次郎　諸星　義助

旭日単光章を授ける（各通）（以上十月二日）
松原　誠

瑞宝小綬章を授ける
大山　英雄　加藤　英夫
小林　卓　鈴木　和男
中島　勉　長坂　恒雄
兵藤　文隆　平島　文章
前田　博　堀　潔

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上十月二日）
川浦　泉
徳永　満男
野木　高道

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二日）
荒木　無子　榊原　貞次　恒松平八郎
中村　数雄　森本　榮

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月三十日）
中澤　和夫

瑞宝小綬章を授ける
木村　啓一　廣井　一直
守田　一郎　吉田　定男

瑞宝双光章を授ける（各通）
岡崎　靖之　杉原　昭男
高井　正安　三浦　忠弘

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月一日）
梅本　傳夫　大津　典　河口　茂
草野　醇五　坂下　順一　土屋　幸男
堀田　守　堀　純正　松村　正勝
山八　武信

瑞宝双光章を授ける（各通）
落合　修一　中村　定美

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二日）
中島　教夫

瑞宝双光章を授ける
大川　義澄

瑞宝単光章を授ける（以上十月三日）
丹野　勇橘

瑞宝双光章を授ける（十月四日）
西村　雅夫

瑞宝中綬章を授ける（十月六日）

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年十月三十日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

渡邊　昇　高橋　慎志　梶原　徳二
高柳　泰世　浦野善一郎　多賀　幸雄
最首　光子　藤代千枝子　加藤　せつ

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年十月三十日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

上野千菜美　浦野　勝美

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年十月三十日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

鈴木　栄一　寺田　和正　寺島　和惠
静原　一榮　古賀常次郎　川崎　友夫
蟻川　浩雄　青山　馥　北垣　幸子
鳥羽　博道　安藤　精治　川浦　秀男

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）
吉田　茂

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年十月三十日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

長島　雅則　加賀谷武夫

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年十月三十日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

株式会社創舎
株式会社エスケィオー
田中産業株式会社
学校法人頌栄保育学院
株式会社勝浦ホテル三日月
東海農産株式会社
株式会社サン・ビック

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年十月三十日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故小牧澄子遺族　小牧　左絵

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける

賞杯

業務に精励したので、平成二十五年十月三十日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故山本登代廣遺族　山本　益子

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける